

## 警察以外の支援制度

### ●(公社) 徳島被害者支援センター

徳島被害者支援センターでは、電話相談・面接相談、裁判所、警察署、病院などへの付添いなどの支援を行っています。また、徳島県公安委員会から犯罪被害者早期援助団体の指定を受け、被害者の同意を前提に警察が情報提供し、早い段階から被害者の支援にあたっています。

☎088-678-7830(ナミゼロ)

☎088-656-8080(ココロハレハレ)

月・水～土9:00～16:00(祝日、年末年始除く。)

### ●徳島地方検察庁

検察庁では、被害者への事件の処分結果、裁判結果などの通知制度、支援に携わる被害者支援員の配置、被害者専用の相談電話である被害者ホットラインでの支援などを行っています。また、裁判における被害者を守るための各種措置(被害者特定事項を明らかにしない措置、被害者の法廷での意見陳述、遮へい板の設置など証人の不安や緊張を緩和するための措置、被害者参加制度)の手続を行っています。

☎088-652-5198(被害者ホットライン)

月～金9:00～17:00(祝日、年末年始除く。)

FAXでの利用も可。夜間・休日は、留守番電話対応・FAXは可

### ●徳島弁護士会

徳島弁護士会の犯罪被害者支援センターでは、被害者の方に初回無料の法律相談を行っているほか、加害者への損害賠償請求・示談交渉、被害者参加制度における被害者の代理人、マスコミ対応などの支援を行っています。

☎088-652-5768

月～金曜9:00～17:00(祝日、年末年始除く。)

※他にも支援・相談を行っている機関・団体があります。

## 警察における支援・相談電話

### ●警察署

警察署名	代表電話
徳島中央警察署	088-624-0110
徳島名西警察署	088-632-0110
徳島板野警察署	088-698-0110
鳴門警察署	088-685-0110
小松島警察署	0885-32-0110
阿南警察署	0884-22-0110
牟岐警察署	0884-72-0110
阿波吉野川警察署	0883-25-6110
美馬警察署	0883-52-0110
三好警察署	0883-72-0110

### ●警察本部

○犯罪被害相談係(犯罪被害全般)

☎088-622-3101(代表電話)

○ハートさん(性犯罪被害相談)

☎#8103

○警察安全相談(警察相談全般)

☎#9110

○ヤングテレホン(子供達の悩みごと)

☎088-625-8900※夜間・休日は留守電

○いじめホットライン(子供のいじめ相談)

☎088-623-7324

○子供・女性を守る通報ダイヤル  
(声かけ、つきまとい等の相談)

☎088-623-6110

○暴力追放ダイヤル(暴力団相談)

☎088-626-0110

※ヤングテレホン以外は夜間・休日は当直員対応



## 犯罪被害にあわれた方の 日常を取り戻すために

「犯罪被害者は特別な人ではありません。被害者を悼む気持ちで、事件前と同じように接してください。昨日までは普通の市民でした。」

(殺人事件被害者ご遺族の言葉より)

私たちは、いつ犯罪被害にあうか分かりません。犯罪被害にあわれた方やご家族の被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する社会でありたいものです。

このリーフレットは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族が抱える問題や主な支援制度などを紹介するものです。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族が日常を取り戻す一助となれば幸いです。

徳島県警察



犯罪被害者支援シンボル  
マーク「ギョッとちゃん」

## 犯罪被害と二次的被害

犯罪被害にあわれた方やそのご家族は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられます。

とりわけ精神的被害は深刻です。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族の6割以上の方が被害の後も不安を抱えられています\*。

\*平成20年10月内閣府調査



## 犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことがあります。

### 被害後に起きやすい反応

#### 心理面への影響

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、怒り、悲しみなどを抱く

#### 身体面への影響

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振

#### 行動への具体的な影響

- 人混みが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- 事件が起こったのは自分がすべて悪いからだと思い込み、自分を責める
- 何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない
- 自分が受けた被害なのに他人事のように淡々と語ってしまう
- 特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる など

私たちは、このような心身への変調を理解し、犯罪被害にあわれた方やそのご家族を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けなければなりません。

## 支援制度

犯罪被害にあわれた方やそのご家族（以下では「被害者」と略します）に、警察や（公社）徳島被害者支援センターなど支援を行っている団体があります。ここでは主な支援制度を紹介します。

### 警察の支援制度

#### ● 指定被害者支援要員制度

支援要員として指定を受けた警察官が刑事手続について説明したり、病院などへの付添いや送迎など被害者の要望に応じ支援を行います。

#### ● 被害者連絡制度

被害者に捜査状況や検挙などの情報をお知らせします。

#### ● 経済的負担の軽減制度

被害者が受ける医療費やカウンセリング費用などの一部を公費で支出します。

#### ● 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により、亡くなられた被害者のご遺族や重傷病を負い、又は身体に障害が残った被害者に対して、犯罪被害者等給付金を支給します。

#### ● 弁護士の紹介制度

徳島県警は徳島弁護士会と被害者支援に関する協定を結び、法律相談を希望する被害者に被害者支援に精通した弁護士を紹介し初回無料の法律相談を受けてもらっています。

※いずれの制度も実施する条件などがありますので、詳細については徳島県警察本部警務部情報発信課犯罪被害者支援室（☎088-622-3101）へお問い合わせください。